

新潟市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 36 号

新潟市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市老人福祉法施行細則（昭和 56 年新潟市規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 26 号中

「

事業開始の予定年月日	年 月 日
------------	-------

を

「

協力医療機関	(名称)
	(所在地)
事業開始の予定年月日	年 月 日

に

改める。

別記様式第 26 号の 2（裏）中「協力病院」を「協力医療機関」に、「内内容」を「内容」に、「第 27 条第 2 項」を「第 27 条第 6 項」に改める。

別記様式第 29 号中

「

1 施設の名称	2 施設の所在地	3 建物の規模
4 建物の構造	5 設備の概要	6 施設の運営の方針

を

1 施設の名称	2 施設の所在地	3 建物の規模
4 建物の構造	5 設備の概要	6 施設の運営の方針
7 協力医療機関等		

に改める。

別記様式第33号及び別記様式第34号中

- 「 (6) その他市長が必要と認める書類 」を
- 「 (6) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容を明らかにする書類
(7) その他市長が必要と認める書類 」に

改める。

別記様式第35号中

(10) 職員定数	人	人
-----------	---	---

を

(10) 職員定数	人	人
(11) 協力医療機関	名称 所在地	名称 所在地

に

改める。

別記様式第36号中

「

(10) 職員定数	人	人
-----------	---	---

を

」

「

(10) 職員定数	人	人
(11) 協力医療機関	名称 所在地	名称 所在地

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。